

# 高圧ガス保安法の基礎シリーズ(第1回)

(新規) シリーズ企画について

昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「LP法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、高圧ガス保安法令及びLPガス法令に関する連載を開始いたします。

平成28年度 経済産業省委託 高圧ガス保安対策事業（高圧ガス保安技術基準作成・運用検討）において作成した高圧ガス保安法及び高圧ガス保安施行令の逐条解説を執筆した委員を中心に、「保安法とLP法」、「保安検査と定期自主検査」、「保安統括者、保安主任者、保安係員」などのキーワードを設定して、当該キーワードに関する解説を執筆していただきます。

第1回目となる本稿では、「高圧ガス保安法と液化石油ガス法」について高圧ガス保安協会 鈴木則夫氏から紹介します。

# 高圧ガス保安法と液化石油ガス法

高圧ガス保安協会

鈴木 則夫

## 1 高圧ガス保安法

総務省行政管理局が提供している法令データ提供システムによりますと、我が国には2017（平成29）年3月1日時点で法律が1,967あるそうです。法律とは、国会の議決を経て、「法律」として制定されたものをいいますが、高圧ガス保安法もこの法律の1つです。

「高圧ガス」は文字のとおり「圧力の高いガス」ですが、圧力によって容器を破裂させたり、内容物によっては爆発や中毒を起こす危険性があります。我が国では明治から大正時代にかけて高圧ガス関連産業が発展しましたが、事故も発生するようになりました。1967（昭和42）年の逐条解説によりますと、1917（大正6）年から1922（大正11）年までの6年間で17件（死者23名、傷者36名）もの人身事故が発生したことが、1922年公布の「圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法」（以下「圧縮法」）制定のきっかけになったといわれています。

その後、圧縮法は1951（昭和26）年に「高圧ガス取締法」（以下「高取法」）に全面改正され、1997（平成9）年には法律名が「高圧ガス保安法」（以下「高圧法」）に変わり、現在に至っています。

現在の高圧法は、高圧ガスによる災害防止を主目的とし、高圧ガスの取扱形態（製造、

貯蔵、販売、消費、移動等）に応じて、許可、届出、検査や必要な規制を加えています。現在では安全を確保・確認しつつ、規制の合理化が進められています。

なお、筆者は高取法の時代から高圧ガスに関わっていますが、ちょっと大げさにいえますと「事故対応の連続」でした。事故の度に設備の不良、操作ミス、判断ミス、教育不足等といわれ、同じような改善指導の繰り返しで、高圧ガスがいやになった時期もありました。でも、先輩とビールを飲みに行ったときに「明治時代にビール醸造のためにドイツでアンモニア冷凍機が開発された。おいしいビールがいつでも飲めるのは高圧ガスのお陰だ。人の役に立つ高圧ガスにしよう。」といわれ、心を入れ替えて、結局、退職するまで高圧ガスに関わってしまいました。

全国の適用規則別高圧ガス製造事業所数（2015（平成27）年3月末現在。下段のカッコ内は1996（平成8）年3月末現在）は表1のとおりです。規制緩和もあってか、第一種製造者は減少し、第二種製造者が増加しています（経済産業省集計）。

## 2 液化石油ガス法

1967（昭和42）年に公布されたこの法律の正式名称は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」ですが、長

表1 適用規則別高圧ガス製造事業所数

第一種製造者（事業所数）					第二種製造者（事業所数）			
一般	液石	一般液石	コンビ	冷凍	一般	液石	一般液石	冷凍
5,470 (7,673)	3,614 (4,672)	614 (817)	351 (414)	6,565 (15,453)	21,438 (12,428)	281 (64)	14 (4)	67,356 (45,930)

い名称のため「液化石油ガス法」と略しています。

液化石油ガスは、LPガスとかプロパンガスとも呼ばれますが、家庭用燃料として本格的に使用され始めたのは1955（昭和30）年前後です。1967年には推定で1,300万世帯の家庭で使用されるようになりましたが、液化石油ガスの普及に伴って消費先における事故も増加してきました。

液化石油ガスは高圧ガスに該当するため、当時は高取法で規制していましたが、高取法は事業所を規制することが主体であり、専門知識を持たない一般家庭に規制を加えるのには限界があることに加えて、販売業者の供給責任意識の不足と残ガスの不適正な計量等の問題もあり、保安面と取引の適正化の面から、液化石油ガス法が1967年に制定され1968（昭和43）年に施行されました。

現在の液化石油ガス法は1996（平成8）年に大幅な改正（1997年施行）が行われ、液化石油ガス販売事業、保安業務、貯蔵施設、充填設備、液化石油ガス設備工事、液化石油ガス器具等について許可、登録、届出、検査

や必要な規制を加えているほか、液化石油ガスの取引の適正化も規定しています。

2016（平成28）年10月現在のLPガス消費者世帯数は約2,280万世帯（全世帯数の約40%）であり（全国LPガス保安共済事業団集計）、2016（平成28）年3月末現在の販売事業者及び保安機関数は表2のとおりで、両者とも減少しています（経済産業省集計）。

### 3 高圧ガス保安法と液化石油ガス法

最後に、高圧法と液化石油ガス法の関係ですが、液化石油ガス法は高圧法の中から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した特別法であり、共通部分は高圧法に委ねていると考えた方がわかりやすいでしょう。

例えば、液化石油ガス法の販売事業は高圧法の販売事業から除かれており、液化石油ガス法の充填設備でバルク貯槽等に充填することは高圧法の製造から除かれていますが、これらは液化石油ガス法に集約されています。しかし、1つの販売業者が液化石油ガス法の

表2 販売事業者及び保安機関数

所管	販売事業者数	前年比	認定保安機関数	前年比
大臣	51	0	85	+ 3
監督部	178	- 11	473	- 12
都道府県	19,514	- 548	19,907	- 606

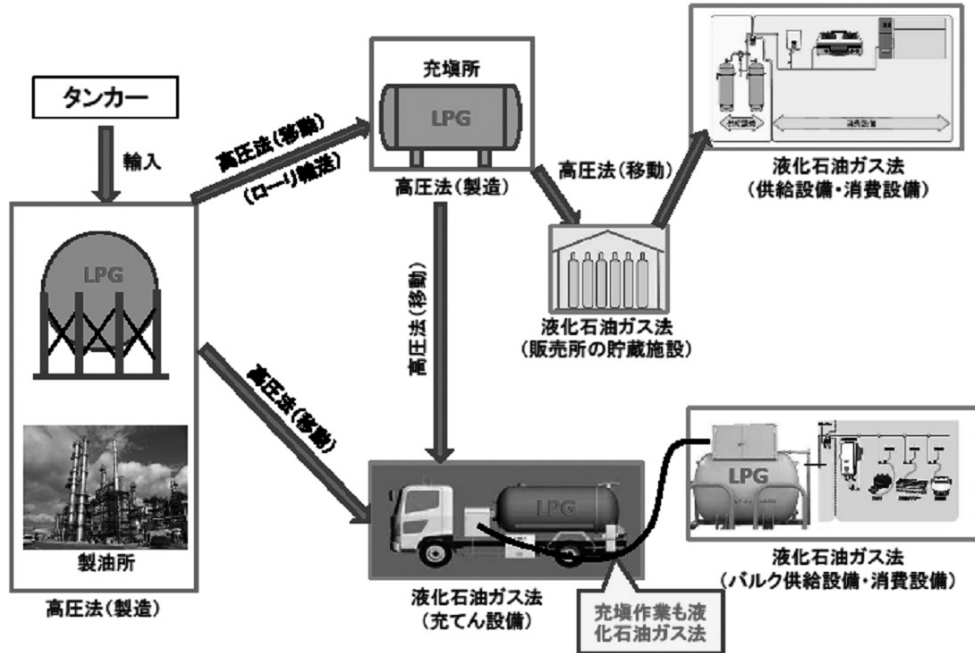


図 LP ガスの流通を例にした高圧ガス保安法と液化石油ガス法の適用範囲

販売事業のほか、高圧法の販売事業も営む場合や、1つの充填設備で液化石油ガス法のバルク貯槽等のほか、高圧法適用の貯槽にも充填する場合は、両法に基づく申請手続きを行う必要があります。

一方、高圧ガスの輸入、移動、廃棄、販売主任者免状、危険時の措置、緊急措置、容器、

報告徴収、立入検査、事故届、現状変更の禁止については、液化石油ガス法には規定されておらず、高圧法の規定が適用されることになっています。

これらは二重規制を排除するものですが、図のようにLPガスの流通過程を例にした場合の法適用範囲は複雑なものになっています。

鈴木則夫 (すずき のりお)